

【1980年2月12日】農業者年金基金法の一部改正について（答申）

社会保障制度審議会

農業者年金基金法の一部改正について（答申）

昭和五十五年一月二十六日厚生省発年第四号及び五五構改B第百三号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の措置が、国民年金の改正との均衡を考慮した趣旨は了承するが、明年度の再計算にあたっては保険財政の確立を図られたい。また、離農給付金の支給業務を延長することはやむを得まい。

なお、この制度に対する国庫負担については、農業政策上の効果との関係を明らかにするよう留意されたい。